

鳥取県職員採用PR動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取県職員採用PR動画制作業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的及び内容

別添1「鳥取県職員採用PR動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日（木）まで

(4) 予算額

金1,194,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案の募集方法及び実施時期

公募型プロポーザルにより募集することとし、本プロポーザルの実施要領及び仕様書等を本件調達の公告日から同年7月24日（金）までの間インターネットの鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/329167.htm>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から同年7月24日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 13の場所

3 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加できる者は単独事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年6月22日（月）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより実施要領14の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに実施要領14の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法

律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 法人格を有していること。

4 参加表明書の作成、提出及び資格審査

本プロポーザルに参加する意向のある者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

なお、本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な提出書類を(2)の提出期限までに提出した者に限る。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 事業実績(様式第2号)
- ウ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第4号)

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和8年6月30日(火)午後5時まで
- イ 提出場所 13の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参、電子メール又は郵送の方法による。

持参による場合は、提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。

郵送の場合は、簡易書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの(親展と明記すること。)によることとし、電子メール又は送付による提出は、令和8年6月30日(火)午後5時までに到着したものに限り受け付けるものとする。

(3) 資格審査

- ア (1)により提出のあった書類を審査の上、参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年7月3日(金)までに通知する。
- イ アの審査により参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、参加資格がないとした理由について、令和8年7月6日(月)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和8年7月8日(水)までに書面により回答する。

5 質問の受付

(1) 実施要領の内容等について質問がある場合は、質問書(様式自由)を作成し、令和8年7月10日(金)午後5時までに13の場所に電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールを送信する際は、件名に「鳥取県職員採用PR動画制作業務」と記載すること。

(2) 質問及び質問に対する回答は、令和8年7月13日(月)までに13のホームページに掲載する。

6 企画提案書の作成、提出等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式第3号)

作成の規格はA4(縦横は問わない。)、カラー、両面刷り、ページ数は表紙等を含めて30ページ以内とすること。

イ 見積書（様式は任意）

宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

経費の明細を算出の上で、その経費（内訳を含む）を記載すること。また見積書に記載する金額は契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 個人情報の管理に係る申告書（様式第5号）

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年7月24日（金）午後5時まで

イ 提出場所 13の場所

ウ 提出部数 正本1部、副本4部 合計5部

エ 提出方法 持参又は郵送の方法による。

持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに受け付ける。

郵送による場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、令和8年7月24日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けるものとする。

7 プレゼンテーションの実施

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 予定時期 令和8年8月上旬～中旬（具体的な日時は、参加者に後日通知する。）

(2) 場 所 鳥取県庁内会議室（参加者に後日通知する。）

(3) プレゼンテーション時間

1案につき30分程度（企画提案書等の説明20分、質疑応答10分）

(4) その他

ア 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

イ 情勢により、プレゼンテーション実施方法を変更する場合がある。

8 審査会の設置

(1) 企画提案書を審査するため、「鳥取県職員採用PR動画制作業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。

(2) 審査会は4名で構成し、県職員以外の有識者を含むものとする。

(3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

9 選定方法等

(1) 審査は、審査会において、別添2「鳥取県職員採用PR動画制作業務委託に係るプロポーザル審査要領」（以下、「審査要領」）に基づき、次の評価方法により行う。

(2) あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、各審査委員が審査要領に定められた評価基準に基づき審査項目を個別に評価採点する。各審査員の内容点の平均点と価格点を合計し、最も高得点を得た者から順位付けする。最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。審査の結果、同点の場合は、審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

(3) 審査結果は、13のホームページで公表するとともに、文書で参加者全員に通知する。通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名につい

ては、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

また、公表の内容のうち審査結果については、契約者名及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 審査会による審査の結果、9(2)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、9(2)により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(2) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 その他の留意事項等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 3の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、仕様書のとおりとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 企画提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 入札参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は入札参加者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。

(6) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、本業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも 9 により選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

(7) 9 により選定された者は、業務委託契約に当たり、請書を作成するものとする。

また、9 により選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

1.3 提出先・問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 人材活用担当

電話 0857-26-7034

ファクシミリ 0857-26-8140

電子メール jinjikkaku@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/329167.htm>

1.4 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

1.5 スケジュール

令和8年6月15日（月）	企画提案募集開始
令和8年6月22日（月）正午	競争入札参加資格登録申請期限
令和8年6月30日（火）	参加表明書提出期限
令和8年7月 3日（金）	資格審査結果
令和8年7月10日（金）	質問の受付期限
令和8年7月24日（金）	企画提案書等の提出期限
令和8年8月上旬～中旬	プレゼンテーション・審査会の開催
令和8年8月下旬	契約締結